

# 宿泊施設バリアフリー化促進事業

全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援する。

## 事業内容

旅館業法の営業許可を得た宿泊施設（旅館・ホテル等）を対象とし、下記の事業に対する支援を行う。

補助区分 【支援事業例】	① 客室の必要最低限の改修等 (一般客室のレベルアップ)   手すりの設置  段差の解消	② 共用部の改修等   スロープの設置  エレベーターの設置	③ 客室の大規模改修等 (車椅子使用者用客室等の整備)   車椅子使用者用客室の整備
<b>2019年 第1期募集</b> 平成30年度二次補正予算  公募時期：2019年3月15日～5月31日 改修工事の完了：2019年12月まで	—	—	<b>1／2補助 上限額1,000万円</b>  ※高齢者・障害者等の要配慮者の受入体制等に関して、一定の要件を満たす宿泊施設に限る
<b>2019年 第2期募集</b> 平成31年度予算  公募予定期間：2019年6月頃～8月頃 (詳細公表は2019年4月頃を予定) 改修工事の完了：2020年1月まで	<b>定額補助（必要経費の実額補助） 上限額100万円</b>		<b>1／2補助 上限額500万円</b>  ※②、③のどちらかのみ、或いは両方を実施のいずれの場合も可

※申請は隨時審査を行いつばりアフリ化の効果が特に高いと認められるものから事業計画を認定します。認定した事業計画額の累計が予算の上限に達した場合は、期限を前倒して公募を終了する場合があります。  
※実際のバリアフリー化改修工事等は、事業計画の認定ではなく、補助金の交付決定通知を受けた後に、正式に施工事業者と契約を締結することが可能となります。事業計画の認定を申請されてから、補助金の交付決定通知を受けるまでには、2ヶ月程度の時間を要します。

## 補助対象事業者の要件

### (第1期募集)

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）のうち、次の2つの要件を満たす者

- ①災害時における宿泊施設の提供に関する協定を、地方公共団体と締結している組合等に所属している、又は直接に協定を締結していること  
ただし、上記協定は、高齢者・障害者等の要配慮者への提供が定められたものに限る。
- ②訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績を有すること

### (第2期募集)

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は対象外

※上記内容は2019年3月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。